総合評価方式入札の一部改正について

練馬区では、総合評価方式入札への参加促進および事務の簡略化の観点から、総合評価方式入札の一部改正を行い、平成２９年６月１日以降発注する工事案件から実施することとしました。

総合評価方式入札は、技術点と価格点の合計点が最も高い事業者を落札者としています。この技術点の評価方法について、以下のとおり変更します。

【平成 28 年度まで】

・当該工事発注年度の前年から過去３年分のすべての工事成績評定点を評価対象工事として申告書に記載していただいていました。

【平成 29 年度から】

・「基準日」を設け、「基準日」から起算して５年３か月前の日から５年の間で完了した工事のうち、直近３件までの工事成績評定点を対象とします。

※基準日：各年の半期毎の初日（７月１日、１月１日）のうち、発注工事の公告日の直前の日

【概要図】

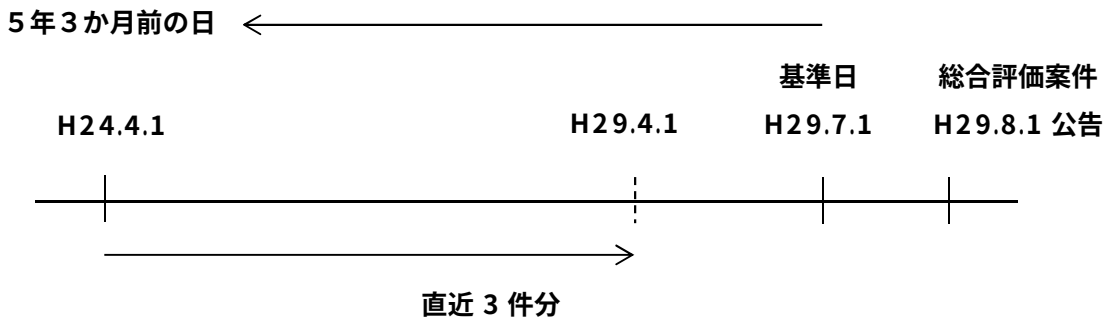

なお、今後発注する総合評価案件で、申告書の作成の方法等をご案内する予定です。

総務部経理用地課契約係
電話：03‐5984-2832